

## 資料 1

## 「避難指示解除に関する有識者検証委員会」フォローアップ会合

## 構成員名簿

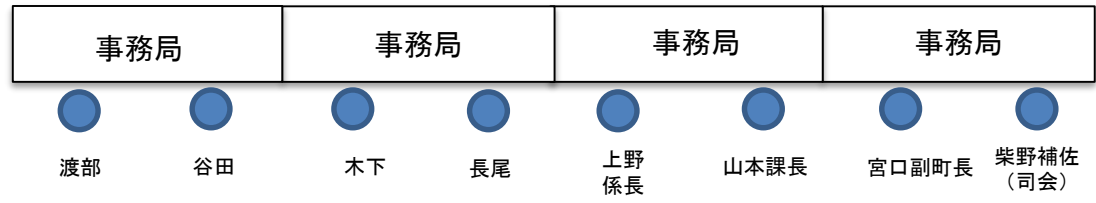
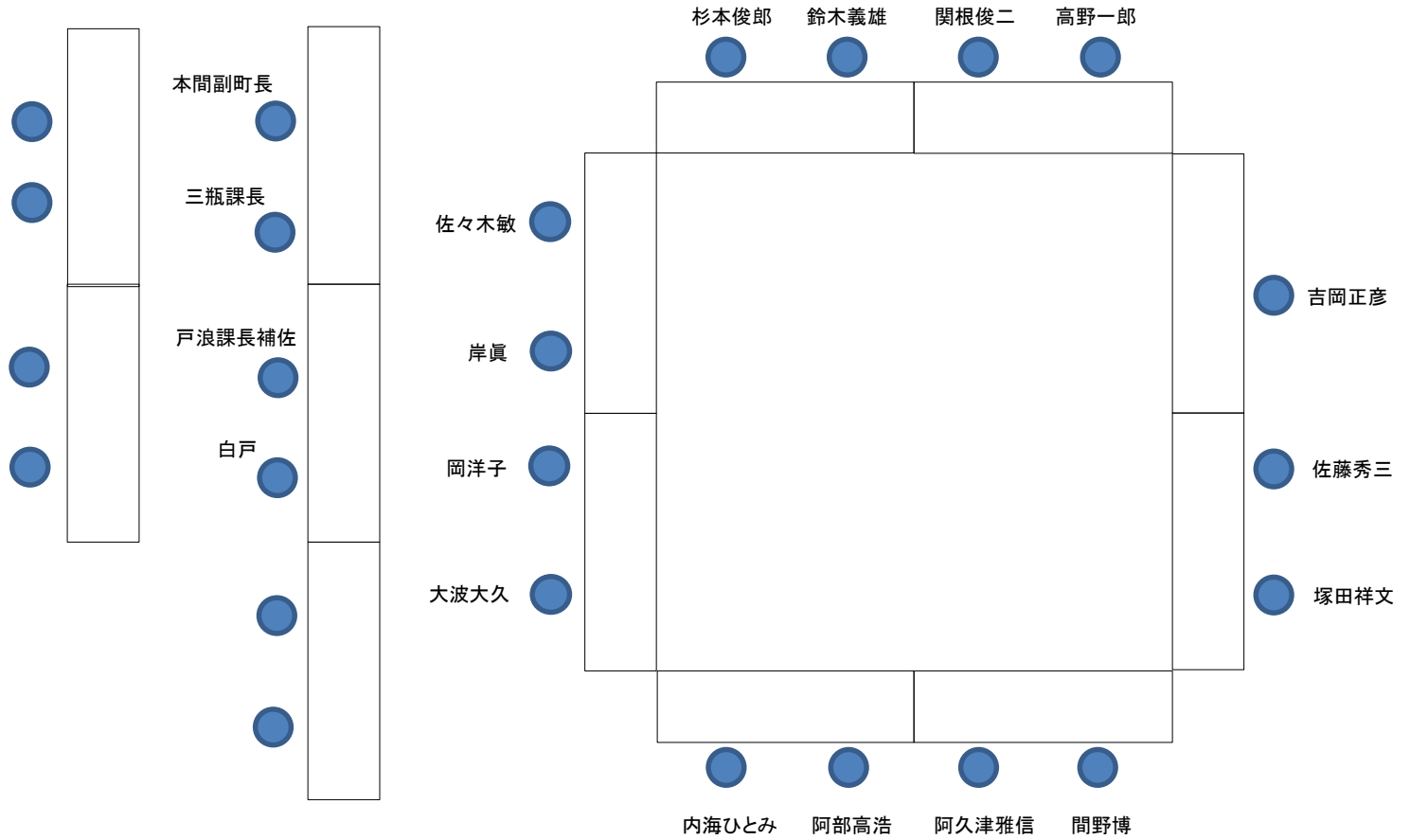
(敬称略・五十音順)

役職等	氏名	備考	第2回
福島大学 環境放射能研究所 副所長 教授	塚田 祥文	有識者	
福島大学うつくしまふくしま未来支援センター 特任教授	間野 博	有識者	
公益財団法人ふくしま自治研修センター 総括支援アドバイザー兼教授	吉岡 正彦	有識者	

(敬称略・五十音順)

役職等	氏名	備考	第2回
浪江町仮設商業共同店舗施設管理協議会 会長	阿久津 雅信		
あぶくま信用金庫 浪江支店長	阿部 高浩		
アスナロ幼稚園 園長	内海 ひとみ		
なみえ絆いわき会 自治会長	大波 大久		
福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保 県民会議 構成員	岡 洋子		
双葉地方森林組合 副組合長	岸 眞		
福島県双葉警察署 浪江分庁舎 所長 双葉地域復興治安対策官	佐々木 敏		
浪江町行政区長会 会長	佐藤 秀三		
浪江町社会福祉協議会 事務局長	杉本 俊郎		
酒田農事復興組合 代表	鈴木 義雄		
浪江町国民健康保険仮設津島診療所 所長	関根 俊二		欠席
相馬双葉漁業協同組合 請戸地区代表	高野 一郎		

第2回「避難指示解除に関する有識者検証委員会」フォローアップ会合 座席表  
平成28年12月20日(火) 14:30~17:00 浪江町役場二本松事務所2階大会議室



出入口

平成29年3月までに最優先に取り組むべき16の課題
1 居住エリアの除染の実施
<p>(1)避難指示解除準備区域及び居住制限区域において、<b>最低でも町民の居住エリアの除染を一巡</b>させること。また、帰還に向けた準備宿泊の実施時点においては、そのうち、大部分で除染を一巡させること。</p> <p>(2)そのうえで、<b>20ミリシーベルト以下のなるべく低い年間被ばく線量となることを確認</b>すること。あわせて、生活環境への影響の大きい住宅周辺の森林の除染について、実態に即した対応を検討すること。また、学校や通学路など、子どもの生活エリアについても徹底した除染を行うこと。</p>
これまでの取組状況（平成28年11月30日時点）
<p>(1)避難指示解除準備区域及び居住制限区域の宅地については、平成29年3月までに面的除染を一巡させるよう、<b>環境省等と定期的に除染定例会議等を開催</b>し、課題等について協議をしながら対応を進めている。（H28.9月時点：宅地除染進捗率88%）</p> <p>(2)あわせて、出来る限りの空間線量低減を求めているほか、町民からの希望により空間線量測定等を行い、環境省と協議を行いながら必要に応じた除染を求めている。（全体平均61%低減 ※速報値）</p> <p>(3)森林除染については、森林の面的除染を継続的に要望している。</p>
今後の見通し（平成29年3月31日時点）
<p>(1)<b>平成29年3月頃までに避難指示解除準備区域及び居住制限区域の面的除染は終了予定</b>である。</p> <p>（避難指示解除準備区域及び居住制限区域の宅地除染については、一部を除き平成28年8月までに終了した。）</p> <p>(2)住宅周辺の森林除染については、現段階では遊歩道、広場等、人が立ち入る機会の多い場所について、浪江町の実態に即した形で着実に除染出来るよう求める。</p> <p>(3)学校の除染については、除染の徹底を求め、確実に線量の低減を図る。</p>

平成29年3月までに最優先に取り組むべき16の課題
2 追加的な除染等の実施
再汚染や取り残しなど <b>除染の効果が維持されていない箇所を確認</b> し、帰還意向の町民の安心が確保されない場合には、個々の現場の状況に応じて、 <b>追加的な除染等を実施</b> すること。
これまでの取組状況（平成28年11月30日時点）
(1)現在除染が終了している、浪江町除染等工事その1～その3までの対象地域においては、環境省が事後モニタリングを実施中。 (2)平成28年9月から <b>環境省によるフォローアップ除染を実施中</b> 。
今後の見通し（平成29年3月31日時点）
(1)平成28年2月から <b>町独自にガンマカメラ等を活用</b> し、除染の取り残し等がないか確認を行っている。 (2)平成28年6月に設置した除染検証委員会において、ガンマカメラ等のデータも活用しつつ、除染効果の検証を行い、 <b>環境省へ必要な箇所のフォローアップ除染を求めていく</b> 。

資料3 16の課題 見え直し修正

平成29年3月までに最優先に取り組むべき16の課題
3 長期目標1ミリシーベルトに向けた継続的取組
浪江町の長期的な目標である、 <b>1ミリシーベルト以下の年間追加被ばく線量を目指し</b> 、国・県・町が一体となって、除染等による線量低減の取組みの継続を確実に確認すること。
これまでの取組状況（平成28年11月30日時点）
国(環境省等)へ長期的な目標として年間1ミリシーベルト以下となるよう除染等による線量低減を求める。
今後の見通し（平成29年3月31日時点）
<b>継続して線量の低減状況を確認</b> していくとともに、国に対して年間1ミリシーベルト以下に向けた <b>線量低減の取組の強化</b> を求める。

平成29年3月までに最優先に取り組むべき16の課題
4 帰還困難区域の除染計画の策定
<p>(1)国の関係機関に対し、<b>帰還困難区域の除染計画</b>を一刻も早く策定することを強く<b>要請</b>すること。</p> <p>(2)帰還困難区域内の復興拠点を含め、当該拠点及び道路、水路等、必要な生活インフラの除染を早急かつ集中的に行うため、国・県・町が一体となって、<b>拠点整備計画と除染計画の策定に着手</b>すること。</p>
これまでの取組状況（平成28年11月30日時点）
<p>(1)平成28年7月から8月にかけて、国に対し帰還困難区域の復興・再生に関する要望を行った。</p> <p>(2)平成28年8月末に、国から「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」が示された。</p> <p>(3)「考え方」には、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、放射線量をはじめ多くの課題があることも踏まえ、可能なところから着実かつ段階的に、<b>政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととする。</b>」とされている。</p>
今後の見通し（平成29年3月31日時点）
<p>(1)帰還困難区域のうち、5年を目途に、除染等による線量の低下状況も踏まえ避難指示を解除し、居住を可能とすることを旨とする「<b>復興拠点</b>」を、各市町村の実情に応じて適切な範囲で設定し、<b>整備する</b>とされている。</p> <p>(2)町は帰還困難区域の計画を県と協議の上で策定し、国は当該計画を認定するものとされた。</p> <p>(3)地区のご意見を伺いながら、計画策定を進める。</p>

平成29年3月までに最優先に取り組むべき16の課題
5 廃棄物の減容化の検討
廃棄物仮置場の早期解消に資する取組みとなり得る、焼却施設・リサイクル施設による <b>廃棄物の減容化について検討</b> すること。
これまでの取組状況（平成28年11月30日時点）
(1)平成27年7月から <b>仮設焼却施設が本格稼働</b> （300トン/日の処理能力）し、廃棄物を減容化している。 (2)除染仮置場については、環境省において、巡回及び空間線量・温度・ガス濃度・地下水・浸出水の調査及び測定を実施している。 (3)平成27年6月から8月にかけて除染土壌等の試験輸送を実施している。
今後の見通し（平成29年3月31日時点）
(1) <b>平成28年6月から除染土壌等を輸送</b> （平成28年度8,000トン程度）。 (2)リサイクル施設の整備については、安全性等も含めて検討していく。

平成29年3月までに最優先に取り組むべき16の課題
6 上水道の確実な復旧
上水道について、 <b>応急復旧・仮復旧も含め、帰還要望のある町民の居住エリアを優先的に復旧</b> すること。
これまでの取組状況（平成28年11月30日時点）
(1)全体の復旧率は97.2%となっており、下水道併設区間を除いて平成28年度中に復旧予定である。 (2) <b>居住制限区域及び避難指示解除準備区域（津波被災地を除く）において、個人の申請を受け開栓済み。</b>
今後の見通し（平成29年3月31日時点）
居住制限区域及び避難指示解除準備区域（津波被災地を除く）の全区域において、 <b>開栓通水</b> 済み。



平成29年3月までに最優先に取り組むべき16の課題
7 下水道の確実な復旧
下水道について、 <b>応急復旧・仮復旧も含め、帰還要望のある町民の居住エリアを優先的に復旧</b> すること。
これまでの取組状況（平成28年11月30日時点）
(1)下水道の <b>終末処理場</b> （浪江浄化センター）及び <b>高瀬浄化センター</b> は、平成27年度までに <b>復旧が完了</b> した。 (2)損傷が激しい路線の整備を進めつつ、帰還意向も踏まえ、優先して復旧作業を行っている。（幾世橋は復旧済み）
今後の見通し（平成29年3月31日時点）
(1)権現堂：平成28年 <b>中年度中</b> に復旧予定 (2)川添、樋渡：平成30年3月までに復旧予定 (3) <b>すべての工事完了は平成30年3月までの予定だが、供用しながら工事を実施する。</b> （供用は応急対応を含む。）

資料3 16の課題 見え消し修正

平成29年3月までに最優先に取り組むべき16の課題
8 JR常磐線の全線復旧に向けた継続的取組
JR常磐線の早期開通を国に求めること。
これまでの取組状況（平成28年11月30日時点）
<b>平成29年3月に浪江駅以北、平成32年3月までに浪江駅以南の開通が予定されている。また、浪江駅の再開に伴い、駅前広場の整備を実施予定である。</b>
今後の見通し（平成29年3月31日時点）
(1)平成29年4月から平成32年3月まで <b>不通区間のバス運行</b> を求める。 (2)駅前広場の機能復旧については、平成28年度内に完了予定である。

平成29年3月までに最優先に取り組むべき16の課題
9 医療施設及び医療従事者の確保
町内に整備する浪江診療所について、国・県・町が一体となって、 <b>医師等の医療従事者を確実に確保</b> すること。
これまでの取組状況（平成28年11月30日時点）
<p><b>役場西側</b>の体育館跡地に浪江診療所を整備するため、平成28年6月に診療所新築工事を入札し、6月に着工した（診察室のほか、CT室、X線室、内視鏡室、リハビリ室を整備）。</p> <p>平成29年1月末完成に向け計画どおり進んでいる。</p>
今後の見通し（平成29年3月31日時点）
<p>(1)浪江診療所は、平成29年1月に完成、3月から開設できる見込みである。</p> <p>(2)医療従事者（医師、看護師）については、<b>確保できる見込み</b>である。</p>

平成29年3月までに最優先に取り組むべき16の課題
10 介護サービスの段階的環境整備
民間事業者が本来のサービス提供が可能となるまでの事業運営について、国・県・町一体となって運営をサポートすること。
これまでの取組状況（平成28年11月30日時点）
通所介護（デイサービス）、訪問介護（ホームヘルパー）を最優先の介護サービスとして提供できるよう努めている。
今後の見通し（平成29年3月31日時点）
<p>(1)通所介護及び訪問介護については、町のサポートセンターとして<b>事業委託できる見込み</b>である。</p> <p>(2)町内で事業展開できる介護サービスについては運営面も含めてサポートする。</p> <p>(3)提供が困難な介護サービスについては、近隣の自治体のサービスを利用できるよう要請するとともに、町内での事業再開及び新規参入を幅広く呼びかける。</p>

資料3 16の課題 見え直し修正

平成29年3月までに最優先に取り組むべき16の課題
11 買い物ができる環境の整備
仮設商業施設を整備し、運営を開始すること。
これまでの取組状況（平成28年11月30日時点）
平成28年10月27日に浪江町役場南側に <b>仮設商業施設『まち・なみ・まるしえ』</b> にて10店舗が <b>オープン</b> した。 ・飲食店 4店舗（定食、なみえ焼麺、海鮮丼、喫茶&軽食） ・小売業 4店舗（生鮮食料・お弁当、金物・ホームセンター用品、飲料・日用雑貨、お土産・季節商品） ・サービス業 2店舗（クリーニング取次、コインランドリー）
今後の見通し（平成29年3月31日時点）
継続的な運営と営業日や営業時間の拡充を目指す。

資料3 16の課題 見え直し修正

平成29年3月までに最優先に取り組むべき16の課題
12 事業者再開支援
町内での再開を目指す事業者を後押しする、経営安定化に向けた支援策の構築を国県等、関係機関に対して求めること。
これまでの取組状況（平成28年11月30日時点）
(1)町内再開事業者への支援として <b>電気料金の補助事業を実施</b> している。 (2)平成28年11月1日より準備宿泊者等を対象に宿泊に必要な物品を町内再開事業者で購入した場合に購入額の <b>3割を補助</b> し、再開店舗の利用促進を図る事業を実施している。（実施期間：平成28年11月1日～平成29年1月31日）
今後の見通し（平成29年3月31日時点）
(1)電気料金補助の継続による再開支援を行う。 (2)需要を喚起し町内の経済活性化を図ることを目的とする「プレミアム付事業再開・帰還促進券（ <b>プレミアム付商品券</b> ）」の <b>発行</b> を検討する。 (3)福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金などの活用を継続して支援する。

資料3 16の課題 見え消し修正

平成29年3月までに最優先に取り組むべき16の課題
13 郵便再開
浪江郵便局を始めとする郵便局の再開や、町内で集配を再開していない地域の速やかな再開を関係者に対して要請すること。
これまでの取組状況（平成28年11月30日時点）
平成28年11月1日の準備宿泊開始にあわせて、 <b>避難指示解除準備区域及び居住制限区域の全戸に配達可能</b> である。 ポストについては、ローソン浪江町役場前店内とローソンS浪江町まち・なみ・まるしえ店内のみ利用可能である。
今後の見通し（平成29年3月31日時点）
<b>浪江郵便局の再開</b> に向けて、国とともに関係機関と <b>協議</b> を続けていく。

平成29年3月までに最優先に取り組むべき16の課題
14 原子力災害に対応した安全確保体制の整備
<p>(1)国（内閣府、原子力規制庁等）が中心となり、県、町、原子力事業者と連携しながら、廃炉作業中のダスト飛散等の事態が発生した際、適切に判断・対応できる通報内容の検討や<b>確実な連絡体制の整備</b>をすること。</p> <p>(2)また、町民の安全と安心を担保できるよう、<b>浪江町地域防災計画の見直し</b>を確実に進めること。</p>
これまでの取組状況（平成28年11月30日時点）
<p>(1)通報等に対する判断・対応、確実な連絡体制については、<b>構築済みであり、日々実地のやり取りを行っている。定期的な訓練等を実施しながら、また通信機器等についても有効性を確認しながら整備していった。</b></p> <p>(2)<b>地域防災計画見直しについては年3回程度のWGと、合同対策チームを立ち上げ、平時から災害対応を確認しつつ、その実効性について訓練などを実施しながら確認していき、今年度WGを2回開催し、実行性について訓練などを実施しながら確認した。</b></p>
今後の見通し（平成29年3月31日時点）
<p>平成29年3月までに<b>通報連絡体制の整備及び地域防災計画の見直し</b>が完了する見込みである。</p>



平成29年3月までに最優先に取り組むべき16の課題
15 モニタリング体制整備
<p><b>個人線量測定</b>（外部被ばく・内部被ばく）、食品の放射能濃度測定、<b>上水道の24時間放射能濃度測定、町内の空間線量の測定等</b>、住民の生活に密接に関連する分野で万全の<b>モニタリング体制</b>を整備すること。</p>
これまでの取組状況（平成28年11月30日時点）
<p>(1)<b>個人線量測定（外部被ばく）</b>：本年度新たに時間ごとの積算線量を計測可能な<b>高性能の線量計</b>を導入し、その測定データの読取会、測定結果等に関する説明会を実施している。</p> <p>(2)<b>個人線量測定（内部被ばく）</b>：平成28年9月より平成29年3月までの期間、毎月2回<b>福島県のホールボディカウンター搭載バス</b>を配備した。</p> <p>(3)<b>食品、飲料水の放射能濃度測定</b>：役場本庁舎内に<b>測定室を整備済み</b>である。</p> <p>(4)<b>町内の空間線量の測定</b>：町内各所に<b>モニタリングポスト</b>を設置しているほか、ポストが設置されていない箇所については<b>サーベイメーター</b>により測定し、計測情報を定期的に広報している。</p>
今後の見通し（平成29年3月31日時点）
<p>(1)<b>個人線量測定（外部被ばく）</b>：高性能の個人線量計を特例宿泊・準備宿泊期間中に、<b>町民に貸出し</b>、その測定データの読取会、測定結果等に関する説明会の実施を継続。</p> <p>(2)<b>個人線量測定（内部被ばく）</b>：<b>福島県のホールボディカウンター搭載バスの定期的な配備を継続して要望する。</b><del>を継続する予定。</del></p> <p>(3)<b>上水道の24時間放射能濃度測定</b>：平成28年中を目途に、<b>取水場4ヶ所に測定機器を整備</b>し、計測を開始する。</p> <p>(4) <b>町内の空間線量の測定</b>：<b>モニタリングポスト及びサーベイメーターによる計測</b>を継続し、定期的に広報する。</p>

資料3 16の課題 見え消し修正

平成29年3月までに最優先に取り組むべき16の課題
16 放射線相談窓口の設置
帰還する町民の放射線に対する不安を出来る限り軽減するため、放射線相談員制度等を活用した、きめ細やかに対応する相談体制を構築すること。
これまでの取組状況（平成28年11月30日時点）
平成28年9月1日より第1種放射線取扱主任者の資格を有試験に合格した専門知識を有する人材1名を出向により確保し、本庁舎帰町準備室内に放射線相談窓口を設置した。準備宿泊や特例宿泊期間中においても個別訪問をするなどして、窓口で待つだけでなく積極的な相談活動を行っている。
今後の見通し（平成29年3月31日時点）
相談活動を継続して実施し、活動のさらなる充実を図るため、現在1名のみで対応している相談員体制を計画している状態に近づけるため、人員確保に努める。

避難指示解除後も継続して取り組むべき課題
1 除染
<p>(1)農地 空間線量だけではなく、農地の<b>土壌の放射能濃度の測定</b>と地権者に対する<b>情報共有の徹底</b>。その際には地権者の希望に沿った範囲の放射能濃度の測定を行うこと。</p> <p>(2)大柿ダム (ア)24時間モニタリング 大柿ダムの水を<b>24時間監視するモニタリングシステムの導入</b>が喫緊の課題である。 (イ)警報システム 基準値以上の数値が観測された場合には、<b>即座に周知できるシステムの構築と導入</b>を行うべきである。</p> <p>(3)森林 (ア)全域の線量低減 現在、林縁から20メートル程度の森林までのみ除染範囲とされているが、浪江町は町土の約7割が森林であり、これらの線量低減をはかり、環境回復をはかることが、「オール浪江」としての復興につながる。 (イ)国への要請 <b>森林全域について適正な線量低減の取組</b>が実施される必要があり、国に着実な実施を求めていくべきである。</p>
これまでの取組状況（平成28年11月30日時点）
<p>(1)農地 農地の土壌の放射能濃度の測定を国へ要請する。</p> <p>(2)大柿ダム (ア)24時間モニタリング <b>上流側2河川および放流水1地点</b>について実施している。 (イ)警報システム 大雨洪水注意報、警報、地震発生、ダムの水状況（貯水位、雨量、流入量、放流量の異常）について、現場から離れていても<b>常時情報が受け取れるシステムを導入</b>している。 現在は試験貯水時のみシステムを活用している。</p>

(3)森林

(ア)全域の線量低減

除染作業においては林縁20mの除染を実施している。

現在、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染等の措置（環境省）、林業を再生するための各種事業（林野庁）、福島再生加速化交付金事業（復興庁等）などの事業を組み合わせ、地域の住民の安全・安心の確保や振興を図る

**「里山再生モデル事業」の早期実施に向け調整中。**

(イ)国への要請

平成28年8月26日に山本環境大臣宛に要望書を提出した。その中で、森林の放射線量低減に向け、**除染を含めた技術の開発・実証等**を、地域毎の実情にあわせてすすめていくことなどを要望した。

今後の見通し（平成29年3月31日時点）

(1)農地

農地の土壌の放射能濃度の測定を国へ要請する。

(2)大柿ダム

(ア)24時間モニタリング

幹線水路の分水工および県用水路の中間点に**増設していく予定**である。

(イ)警報システム

現在は試験貯水時のみの活用であるが、今後**常時活用していく予定**である。

(3)森林

(ア)全域の線量低減

森林の再生と、生活圏における被ばく最小化を図る手法等を国、県、町で検討し、適切な対策を実施することが必要であるため、まずは現在進めている**「里山再生モデル事業」の早期実施を求め**る。

(イ)国への要請

上記(ア)のとおり継続的に要請する。また「里山再生モデル事業」の展開を踏まえ、国、県、町で検討し、**適切な線量低減対策を実施**することを国に求める。

避難指示解除後も継続して取り組むべき課題
2 生活環境整備
<p>(1)産業創出</p> <p>国が主導している、「<b>イノベーション・コースト構想</b>」の中に、浪江町の<b>産業集積につながる事業</b>として期待している、CLT（※）工場やロボット研究（農業、防災等）を位置付けていくためには、国等の様々な機関に具体的な提案を町側から行い、国等に対応を強く求めていく必要がある。</p> <p>※CLT：Cross Laminated Timber（クロス・ラミネイティド・ティンバー）の略で、ひき板を並べた層を、板の方向が層ごとに直交するように重ねて接着した厚型パネルのことを呼びます。</p> <p>(2)農業再開</p> <p>(ア)米</p> <p>米については、平成26年度から、除染が完了した酒田地区において、震災後初の安全確認のための実証栽培が行われ、すべて食品基準値の放射性セシウム100ベクレル/キログラム以下の測定結果を達成した。このため、平成27年度から販売を目的とした実証栽培を実施し、全量検査を行った結果、<b>放射性セシウムの基準値を下回った</b>ため、一般への販売を行ったとの報告があった。<b>全量検査を含むこれらの取組を継続</b>することが重要。</p> <p>(イ)野菜</p> <p>野菜については、摂取・出荷制限品目が存在するものの、これまで<b>制限解除のための事前試験を段階的に実施</b>してきたところ、今後、ほ場の数を増やし、<b>制限解除のための本試験を行う</b>との報告があった。また、非制限品目の大根については、市場出荷を果たしたという報告も受けており、これらの取組を継続することが重要。</p> <p>(3)水産業再開</p> <p>市場からの信認を得るための「安心」を確保するためには、現状行っているサンプリング調査のみでは十分ではなく、漁獲した魚の全量について非破壊検査を実施し、そのプロセスを<b>市場に向けて積極的に発信する取組</b>を継続的に行うことが必要。</p> <p>(4)住宅整備</p> <p>(ア)災害公営住宅及び福島再生賃貸住宅の整備</p>

帰還要望をもつ町民の住環境を整備するため、**災害公営住宅**を必要数整備することや、町内に立地していた**雇用促進住宅**の利活用などの取組を加速させる必要がある。

(1)リフォーム等の支援

災害公営住宅を早期に一定数確保することは重要であるが、帰還を促す際に、自宅のリフォームや再建を促進するための**政策的な支援**が必要。

(ウ)一時宿泊施設の整備

帰還に向けて、自宅の清掃、修繕等を行う場合、自宅の荒廃度合いが大きいため、即座に宿泊することが困難。こうした現状に鑑み、宿泊して自宅の片付け等の作業を実施したい方のために、**一時宿泊施設**を整備し、提供する必要がある。

(5)買い物・交流の場の確保

町民の交流の場として、町内に「**交流・情報発信拠点**」を整備する検討が進められており、本年度、町民を中心とした検討委員会が発足し、基本計画が策定される見通し。

交流・情報発信拠点については、商業施設等も兼ね備えた、帰還した町民の方にとっての生活の拠点としての機能や、町民同士が交流・情報交換ができる集いの場として機能を有する**多機能型の施設**として早期整備に向けた取組が必要である

(6)生活交通の整備

町に帰還する高齢の方のニーズを考えれば、**バス・タクシーなどのサービス**が提供できるよう作業を加速すべき。

(7)医療体制の整備

二次医療体制の整備を進め、一次医療で対応できない症状への即時対応ができる体制を構築すべき。福島県における医療のグランドデザインを国、県は作成し、広域的な医療ネットワークの中で**浪江町の医療体制**をどのように組み込むかを議論すべき。

(8)介護体制の整備

民間事業者の再開支援とともに、高齢者の生きがいを担う社会福祉協議会の役割が重要であることから、町も国・県の支援を受けながら、人材の確保など**積極的に運営に関与**していく必要がある。

(9)教育環境の整備

教育環境の整備は、町を担う人材を育成するために必要不可欠であり、避難指示解除後、**小・中学校、保育施設を浪江東中学校へ集約**し再開することは、初期の段階においては妥当であり、その準備を計画どおり進めるべきである。

これまでの取組状況（平成28年11月30日時点）

(1)産業創出

新たな雇用の場として、既存工場用地（**浪江日本ブレーキ跡**）を取得し新規立地企業の誘致のため敷地整備を行っている。さらには**北（北幾世橋）産業団地、南（大平山）産業団地**の整備のため調査測量、基本設計を実施している。

また、誘致活動では企業訪問などを実施し起業の誘致意向の確認を行っている。

イノベーション・コースト構想については、北棚塩にドローンの離着陸試験用滑走路（**ロボットテストフィールド**）の整備を予定しているほか、国、県、町など関係者で構成する**浪江町復興ビジョン検討会議**を開催し、ロボット産業、再生可能エネルギーなど町の新しい産業として発展可能性のある分野について検討を行っている。

(2)農業再開

(ア)米

平成28年度において、収穫した米すべて**食品基準値**の放射性セシウム100ベクレル/キログラム**以下**の測定結果を**達成**した。現在、東京大学等の食堂で使用されているほか、NPO法人ワーカーズコープの応援を頂き、全国の店頭での販売を実施する予定。

(イ)野菜

制限解除のための試験栽培を実施し、安全性が確認されているため、非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科花蕾（からい）類、カブ、トウガラシが**3月を予定に解除**になる見込み。たまねぎ、ダイコン、エゴマが販売実績あり。

(3)水産業再開

衛生管理型の市場の詳細設計及び、市場の運用に向けた**ルール作りや検査体制**について漁業者を中心に取り組んでいるところである。また浪江町独自のサンプリング調査を継続し請戸での漁の再開を目指しているところ。

(4)住宅整備

(ア)災害公営住宅及び福島再生賃貸住宅の整備

災害公営住宅整備（幾世橋地区）については、第1工区及び第2工区の**造**

**成工事を発注済み。**

福島再生賃貸住宅については、**改修工事を発注済み。**

なお、災害公営住宅及び福島再生賃貸住宅は、**11月中旬より入居者募集を開始している。**

(1)リフォーム等の支援

平成28年7月より、**住宅改修相談窓口を開設。**

(ウ)一時宿泊施設の整備

平成28年9月1日より浪江町帰還支援一時宿泊所「ホテルなみえ」の運営を行っている。

**いこいの村の再開**に向け、施設の改修設計及び敷地内にコテージタイプの滞在施設の整備をするために**設計を実施中。**

(5)買い物・交流の場の確保

**交流・情報発信拠点**について、町民を中心とした**設立準備会を組織し**、施設の機能・規模・配置等を検討している。

(6)生活交通の整備

平成29年4月の**デマンドタクシーの運行開始**に向け、関係機関と協議を実施している。

(7)医療体制の整備

福島医科大学と双葉地方広域市町圏組合が**救急医療体制強化協定を締結**。ふたば救急総合医療支援センターを楡葉町に設置、救急医の常駐、ドクターカーを配置し**救急医療に備える体制**をとっている。

(8)介護体制の整備

ア 民間事業者の再開支援に係る**交付金の活用を支援**する。

イ 社会福祉協議会の運営に人材の確保などで**積極的に関与**していく。

(9)教育環境の整備

浪江小・中学校施設として、浪江東中学校を**平成29年11月までに改修**する予定である。

また、認定こども園を**平成29年7月までに新築**する予定である。

今後の見通し（平成29年3月31日時点）

(1)産業創出

既存工場用地の再整備を早急に行い**新規企業立地に向け準備**をする。

イノベーション・コースト構想については、**ロボットテストフィールドの整**



備について事業を進める。また、浪江町復興ビジョン検討会議の結果について、**復興計画【第二次】に反映し、具体的な計画を策定する。**

(2)農業再開

(ア)米

平成29年産米の**実証栽培を継続**する。

(イ)野菜

各復興組合と協力し、販売を目的とした**実証栽培を拡大**する。

(3)水産業再開

漁港の復旧により船が停泊でき、請戸漁港からの**試験操業が開始**される。また市場詳細設計が完了する。

(4)住宅整備

(ア)災害公営住宅及び福島再生賃貸住宅の整備

幾世橋住宅団地（第1工区）の**造成工事が完了**し、第2工区の造成工事は**平成29年9月に完了**見込み。第1工区（22戸分）については**平成29年6月の入居**、第2工区（63戸分）については**平成30年4月の入居**を予定している。

福島再生賃貸住宅については、**平成29年8月の入居**に向け、改修工事中（80戸分）。

(イ)リフォーム等の支援

平成28年7月より、住宅改修相談窓口を開設。

(ウ)一時宿泊施設の整備

**いこいの村**の改修、同敷地内でのコテージの整備などの**工事を実施**する。

(5)買い物・交流の場の確保

**交流・情報発信拠点について**、造成・建築基本設計および**地質調査業務を終了し、事業対象用地交渉を開始**する。

(6)生活交通の整備

平成29年4月に**デマンドタクシーの運行を開始**する見込み。

(7)医療体制の整備

ふたば救急総合医療支援センターを楢葉町に設置し救急医の常駐、ドクターカーを配置し救急医療に備える体制をとっているが、24時間体制ではない為、今後、双葉郡内の**医療再生に向けて早急な体制の整備**が求められている。

このような状況の中で福島県では二次救急医療をはじめとする双葉郡の医療

確保のため、**富岡町**に平成30年4月開院を目指し**ふたば医療センター**（仮称）を**整備する計画**である。県医科大学の支援のもと、県立病院として救急・総合診療・緊急被ばく医療を行う計画で病床数も30床を想定しており、今後はハード面だけでなく医療従事者の確保についても国、県の支援が必要である。

(8)介護体制の整備

ア 民間事業者の再開支援に係る交付金の活用を支援する。

イ 社会福祉協議会の運営に人材の確保などで積極的に関与していく。

(9)教育環境の整備

町立小・中学校に係る検討委員会による調査及び審議により答申されたものについて、**町教育委員会、町総合教育会議により町の方針を決定**する。

資料 5

# 平成 28 年度浪江町除染検証委員会 検証結果報告書

平成 28 年 12 月 20 日

浪江町除染検証委員会

## 目 次

あいさつ	1
(1) 除染の進捗と効果に関する評価	2
(2) 各課題に対する具体的対策について	7
(3) 平成 28 年度浪江町除染検証委員会の検証内容	10
・第 1 回浪江町除染検証委員会	11
・第 2 回浪江町除染検証委員会	12
・第 3 回浪江町除染検証委員会	19
・第 4 回浪江町除染検証委員会	23
・第 5 回浪江町除染検証委員会	26
別添 浪江町における除染等の状況について	

## あいさつ

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により、放射性物質が環境中に放出され広い地域を汚染しました。5 年 10 ヶ月にも及ぶ長い期間にわたって避難生活をされている浪江町の皆様に、心から御見舞い申し上げます。



浪江町では、平成 24 年 9 月に策定された「特別地域内除染実施計画(浪江町)」に基づき除染作業が進められ、帰還困難区域となっている畑川、小丸、井手、末ノ森、大堀、酒井、室原、羽附、津島、下津島、南津島上、南津島下、赤宇木、手七郎、大屋行政区を除き、平成 29 年 3 月までに浪江町内の除染を終える予定です(平成 28 年 11 月現在)。しかしながら、除染等工事を終えている地域であっても、空間線量率の低減が不十分な地点については、事後モニタリング及びフォローアップ除染を継続して行い、更なる空間線量率の低減に向けた除染作業が継続して進められます。

浪江町の皆様からは、帰還に向け放射線や除染作業に対して様々な不安の声が挙がっております。除染検証委員会は、科学的な見地から放射線低減化のための除染等工事の効果を検証することを目的に、平成 28 年 6 月に発足しました。浪江町の皆様の帰還後の生活での外部被ばく及び内部被ばくの低減に向けて、国、県、町が一丸となって安心して生活ができる環境を取り戻すための議論をし、対策に取り組んで参りました。

これまでに、酒田行政区(工事その 1)、立野下及び高瀬行政区(工事その 2)、藤橋、西台、幾世橋、北棚塩、北幾世橋北及び北幾世橋南行政区(工事その 3)、立野上、立野中、苅宿、加倉、田尻、小野田、谷津田、川添北、上ノ原、川添南、佐屋前、権現堂1～8区、樋渡・牛渡行政区(工事その 4、平成 29 年 3 月末完了予定)の検証を進めてきました。その結果、一部に線量率の高い場所が存在し、今後も継続的に検証を必要とする場所も見受けられますが、除染された地域では線量の低減化が図られていることを確認しました。

本報告書では、浪江町の皆様から寄せられた問題について検証した結果を取りまとめました。更に、浪江町の目標となっている年間の追加被ばく線量(事故前に受けていたとされる自然由来等の年間線量に追加となる線量)が 1 mSv 以下となるように、今後の検討課題についても示しました。浪江町の皆様の生活を一刻も早く取り戻すこととなることを願います。

平成 28 年 12 月 20 日

浪江町除染検証委員会 委員長 塚田 祥文

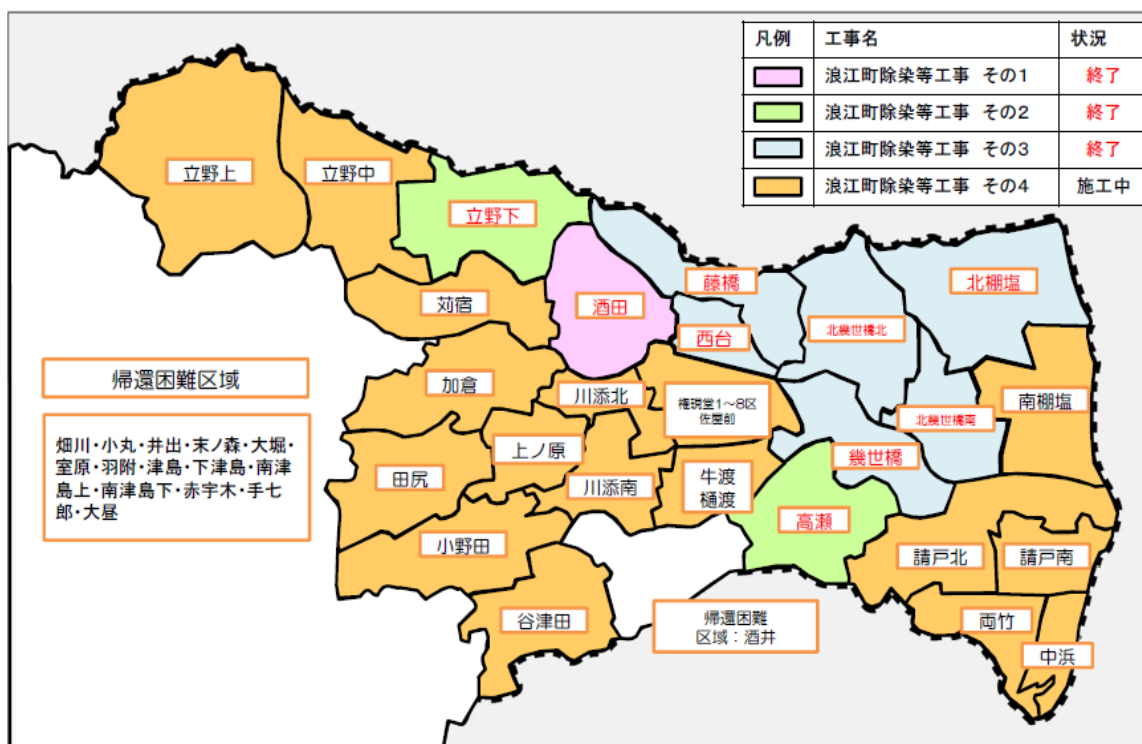
## (1)除染の進捗と効果に関する評価

当委員会は、平成 28 年 6 月以降、浪江町の帰還困難区域を除く各地域の除染による線量率の検証を行い、実施状況及び線量率の結果について関係機関から報告を受けるとともに、各地域からの質問等について、可能な限り住民の参加の下、現地視察を行い検証を進めてきました。

その結果については以下のとおりとなります。

### ①除染の進捗状況

浪江町内の除染については、下図のとおり進めており、一部の地域(除染作業への未同意等)を除き、平成 28 年 8 月末において、宅地の除染が完了していることを確認しました。



※ 浪江町除染等工事その 4 については、平成 29 年 3 月末完了予定。

また、地目別にみると、平成 28 年 10 月末時点において、宅地 92%、農地 86%、森林 96%(※)、道路 87%が完了しており、平成 29 年 3 月末までに計画どおり除染作業を完了させるよう進めていることを確認しました。

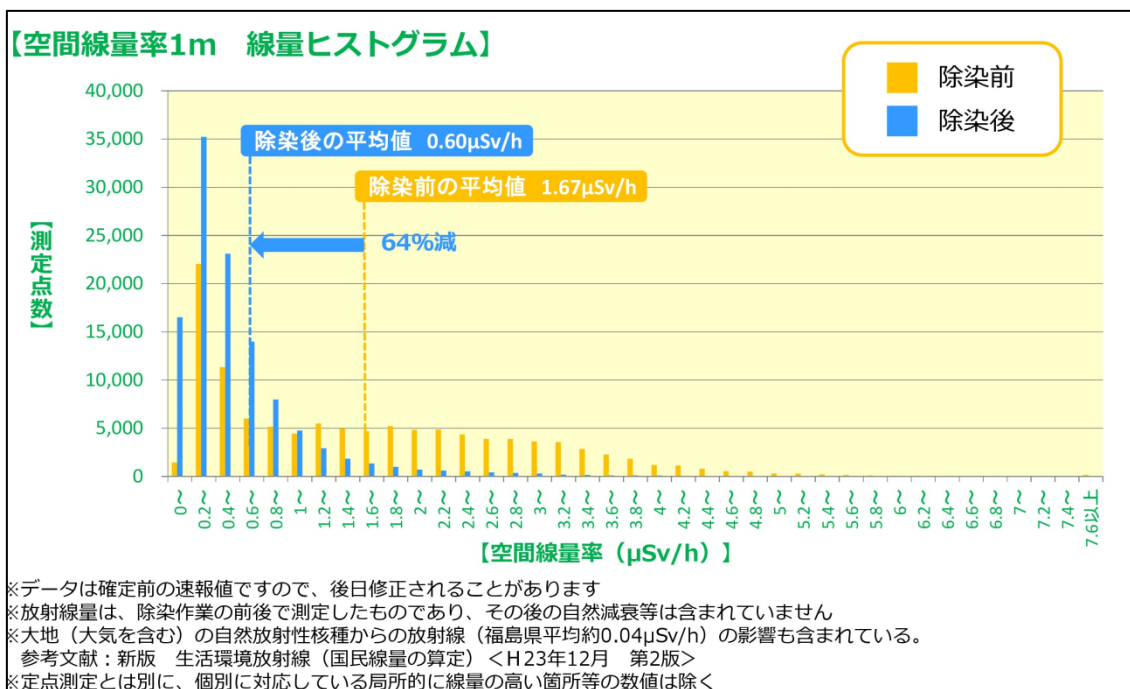
※ 森林については住居、農用地等に隣接する林縁から約 20mの範囲が除染対象。

地目	実施率	実施数量
		対象数量
宅地	92%	約 5,100 件
		約 5,600 件
農地	86%	約 1,200ha
		約 1,400ha
森林	96%	約 400ha
		約 420ha
道路	87%	約 190ha
		約 220ha

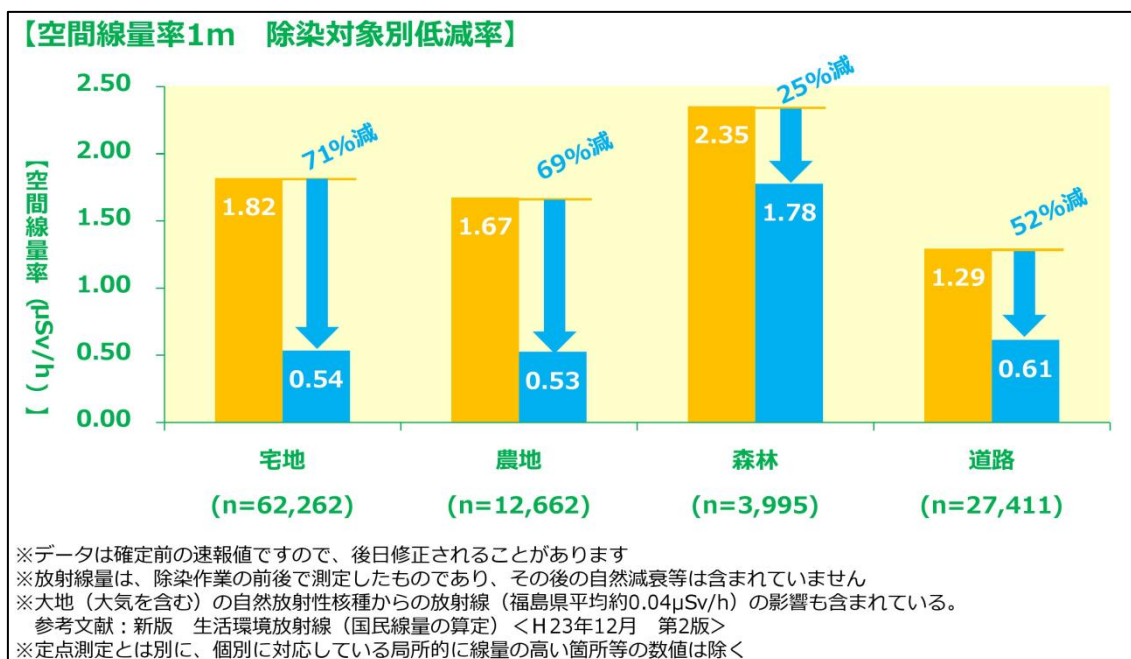
除染情報プラザからの情報参考

## ②除染の効果に関する評価

帰還困難区域を除く区域の 106,330 点で測定した地上1mの空間線量率が、除染前の平均値 1.67  $\mu$ Sv/h から、除染後は平均値 0.60  $\mu$ Sv/h に低減されていることを確認しました。



地目別の除染効果につきましては、以下のとおりとなります。





日常生活で多くの時間を過ごす宅地では、62,262 点の測定地点において除染前の平均値 1.82  $\mu$  Sv/h に比べ、除染後は平均値 0.54  $\mu$  Sv/h となっていることを確認しました。

行政区名	測点数	除染前 平均値 ( $\mu$ Sv/h)	除染後 平均値 ( $\mu$ Sv/h)	低減率	事後 モニタリング (参考)	事後 モニタリング 時の低減率 (参考)
対象地区全体	62,262	1.82	0.54	71%	-	-
酒田	1,624	2.10	0.91	57%	0.59	72%
高瀬	2,537	1.11	0.48	57%	0.34	66%
立野下	2,079	3.33	1.30	61%	0.72	73%
幾世橋	1,919	0.35	0.21	39%	0.16	52%
北幾世橋北	688	0.36	0.21	43%	0.17	50%
北幾世橋南	854	0.39	0.21	46%	0.17	54%
藤橋	1,893	0.52	0.30	42%	0.24	52%
北棚塩	536	0.38	0.23	39%	0.17	50%
西台	2,195	0.48	0.25	48%	0.20	58%
樋渡・牛渡	4,254	1.97	0.57	71%	-	-
権現堂	13,044	0.91	0.33	64%	-	-
佐屋前	2,094	1.85	0.56	70%	-	-
川添北	4,956	2.68	0.57	79%	-	-
川添南	3,273	3.15	0.70	78%	-	-
上ノ原	6,333	2.52	0.54	79%	-	-
苅宿	2,046	3.39	0.89	74%	-	-
加倉	4,164	2.70	0.69	74%	-	-
立野上	1,271	2.38	0.81	66%	-	-
立野中	816	2.78	0.86	69%	-	-
田尻	3,948	1.57	0.50	68%	-	-
小野田	1,532	1.99	0.75	62%	-	-
谷津田	206	0.98	0.42	57%	-	-

除染前測定時期 : 平成 25 年 11 月 ~ 平成 28 年 10 月

除染後測定時期 : 平成 26 年 2 月 ~ 平成 28 年 10 月

事後モニタリング測定時期 : 平成 27 年 11 月 ~ 平成 28 年 10 月

※ 事後モニタリングにつきましては、継続して実施中です。まだ事後モニタリングを実施していない地域でも除染後、概ね半年から 1 年後に実施することとなります。

※ データは確定前の速報値です。

### ③総評

浪江町内の帰還困難区域を除く区域の 106,330 点で測定した地上1mの空間線量率は、除染前の平均値  $1.67 \mu\text{Sv/h}$  から、除染後は平均値  $0.60 \mu\text{Sv/h}$  となっております。宅地では、除染前の平均値  $1.82 \mu\text{Sv/h}$  に比べ、除染後の平均値は  $0.54 \mu\text{Sv/h}$  となっております。また、平成 28 年 10 月末時点で事後モニタリングを実施した宅地の空間線量率は、除染直後の空間線量率に比べ、約 24%低減していることが確認されております。従って、主な生活空間となる線量率の低減化が図られており、早期帰還を希望する町民の生活環境は着実に回復していると判断できます。

一方、浪江町の長期目標である「個人の受ける追加となる被ばく線量が年間1mSv以下」を実現するため、また、町民の皆様誰もが、「ふるさとを取り戻した。」と実感できるようにするための取組みが必要です。現在まで、宅地を中心とした除染の結果、空間線量率が  $0.23 \mu\text{Sv/h}$  以下となっている地点は住宅地における測定地点の約 20%となっており、着実に線量低減が進捗していますが今後も継続した対応が必要と考えます。

また、検証作業の中で、一部の地域には空間線量率が十分に低減されていない地点も存在することがわかりました。これらの地点については、本年度内に速やかに対応することが必要です。

本検証委員会で検討した内容を、今後対処すべき提言として取りまとめましたので、国、県、町は真摯に受け止め、継続して効果的な対策を講ずることを求めます。

## (2)各課題に対する具体的対策について

### ①放射線に対する不安対策

- ・ 浪江町の長期的目標である、「個人が受ける追加の被ばく線量が年間1mSv 以下」を達成するため、国、県、町が一体となり、除染等による線量低減の取組みを継続するとともに、長期的な放射線への監視体制、食品・飲料水のモニタリングを実施すること。
- ・ 町内における放射線の状況をいつでも住民が把握できるよう、情報システムを構築すること。また、普段生活する場所の空間線量率を自ら確認できるよう随時線量計を貸し出せる体制を整備すること。
- ・ 除染廃棄物の仮置き場が適正に管理されていることを確認し、周辺住民自身が安心して生活ができるよう、仮置き場及び周辺の平均空間線量率等のデータを継続的に取得しながら、常時公表すること。
- ・ 帰還後の線量に対する不安や課題を専門的な立場から対処するため、放射線相談窓口等を設置し、住民が抱える課題に柔軟に対処することができる体制を整備すること。
- ・ 本検証結果報告書で指摘された事項等への対応を検証するため、フォローアップ会議を設置・運用すること。

### ②河川、水源等に関する対策

#### 1)生活圏と隣接する水路の対策

- ・ 生活圏内水路の除染は、平成 29 年 3 月までに作業を終える予定となっているが、除染作業後に、洪水等によって放射性物質を含む堆積物が再度蓄積する懸念がある。そのため、定期的にモニタリングを行い、国、県、町で情報共有し、住民の不安解消に向け速やかに対応すること。

#### 2)河川・河川敷対策

- ・ 河川・河川敷は、現在様々な実施機関において、河岸、底質、水質の調査を定期的に行っている。この調査については、住民ニーズに即して実施することが重要であるため、町は実施機関と、調査の頻度、実施する地点数等について十分に協議した上で実施の方針を決定すること。また、調査によって得られた情報は住民に分かりやすく発信すること。

- ・ 河川敷は、土砂の流入の仕方によって放射性セシウムの蓄積状況が変わるものの、現状、環境省では堤防や人の立ち入ることができる河川敷について可能な限り除染を行っている。一方、委員会による検証作業の中で、人が立ち入るような河川敷においても、比較的線量の高い場所が確認されたため、そのような箇所については除染を行い、出来る限り線量低減を図ること。
- ・ 事業再開の計画がある請戸川のやな場については、町民及び町外からの観光客が安心して訪れることが出来るよう除染等を実施すること。

### 3)大柿ダム等農業用水への対策

- ・ 台風等の大雨により濁度が高くなっている時に、大柿ダムの水から放射性セシウムが検出されたことがあるなど、多くの町民が湖底に堆積している土砂への不安を抱いていることから、放射性セシウム濃度と相関が高い濁度をリアルタイムで遠方監視できるシステムを早期導入するとともに監視結果等について継続的に検証を行うこと。
- ・ 農業用水と農作物間の放射性物質の移行の関係について、国、県、町は、町民へ分かりやすい説明会を開催すること。
- ・ ため池が干上がって底質の飛散が起こらないように、ため池に水が張られている状態にすること。また、ため池が干上がり周辺住民が立ち入るような生活圏の一部となっている場所については、早期に除染等の対策を実施すること。

### ③森林対策

- ・ 住環境に隣接する森林については、森林から住環境への放射線の影響を可能な限り回避するよう、宅地周辺の森林の除染を効果的かつ柔軟に行うこと。
- ・ 生活圏として住民が日常的に立ち入る森林や、住居の囲い木等、住環境の一部となっているエリアは線量の低減化を図ること。十分に線量が低減しない場合は、フォローアップ除染の早期実施等を含めた対策を講ずること。
- ・ 被ばく線量低減に向けて、森林の再生を国、県、町で検討し、「里山再生モデル事業」を早期に推進すること。

#### ④粉じん対策

- ・ これまでの研究成果から、通常環境における粉じん吸入による内部被ばくへの影響はほとんどないと考えられる。しかしながら、建物解体作業に伴う粉じんの舞い上がりに不安を抱く住民が多いことから、解体作業を行う際には粉じん飛散防止対策を講じた上で、周囲への予告を行い、窓を閉める等の対策を呼びかけるとともに、必要に応じ、解体作業中の粉じんモニタリング、空間線量率の測定を行う等、対応をすること。

#### ⑤避難指示解除準備区域及び居住制限区域に隣接する帰還困難区域の除染

- ・ 避難指示解除準備区域及び居住制限区域の宅地に隣接する帰還困難区域は、現時点において未除染であり、隣接する地域の住民が安心して帰還できないとの懸念の声が挙がっている。平成 28 年 8 月 31 日に、原子力災害対策本部による「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」が示され、帰還困難区域であっても、宅地に隣接する部分について対策を講じることが示されている。帰還に向け具体的な対処方針を示し、早期に線量低減に向けた措置を講ずること。
- ・ 高瀬行政区、立野行政区、谷津田行政区等、双葉町や南相馬市の帰還困難区域と隣接している区域については、各市町村との連携を密に取り、早期に対策を講ずること。

#### ⑥除染未同意者への対応

- ・ 現在面的除染を進めているものの、未だに除染作業へ未同意の方がおり、除染作業が出来ていない場所がある。生活圏における被ばく線量低減及び地域の不安解消のためにも、国及び町が連携し除染作業への同意取得を進め、早急に除染作業が出来るようにすること。

### (3) 平成 28 年度浪江町除染検証委員会の検証内容

浪江町の除染においては、国(環境省)で策定した特別地域除染実施計画(浪江町)に基づき、平成 29 年 3 月までに避難指示解除準備区域及び居住制限区域の除染を完了させるよう進めているが、この除染作業に対し、町民より不安の声が多く寄せられている状況となっている。このことより、浪江町では、除染作業や放射線等に対する町民への不安解消へとつなげることを目的とした、有識者による「浪江町除染検証委員会」を発足することとした。

なお、本検証委員会においては、本格除染を実施済若しくは実施中の地区を対象とした除染効果等の検証を行うとともに、地域性に特化した除染作業や放射線等の問題案件に対しても検証を行うこととする。

#### 【浪江町除染検証委員会委員構成】

氏名	所属、役職等
いしだ じゅんいちろう 石田 順一郎	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 上席嘱託 ※福島県除染アドバイザー
いのうえ ただし 井上 正	財団法人電力中央研究所 名誉研究アドバイザー ※福島県除染アドバイザー
つかだ ひろふみ 塚田 祥文 ※委員長	福島大学 環境放射能研究所 副所長
とこなみ しんじ 床次 眞司 ※副委員長	弘前大学被ばく医療総合研究所教授 ※浪江町「避難指示解除に関する有識者検証委員会」委員

#### 【浪江町除染検証委員会出席者】

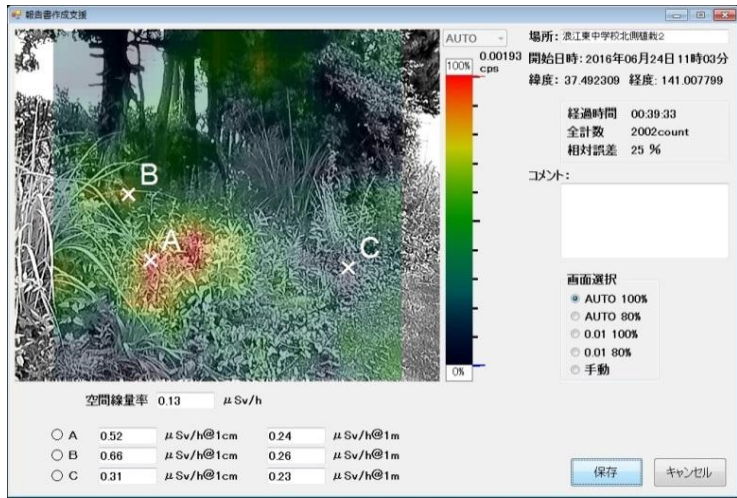
環境省福島環境再生事務所  
復興庁  
福島県生活環境部除染対策課

【議論の経緯】

第1回浪江町除染検証委員会

日程	平成28年6月3日(金曜日) 10時30分から
場所	浪江町役場二本松事務所 大会議室
内容	委嘱状交付、検証委員会の進め方の説明、今後の予定
写真等	

第2回浪江町除染検証委員会

日程	平成28年7月4日(月曜日) 10時から												
場所	浪江町役場本庁舎 大会議室												
対象行政区	幾世橋行政区、北幾世橋北行政区、北幾世橋南行政区、北棚行政区、南棚行政区												
検証事項	<p>①浪江東中学校及び幾世橋小学校の除染について (町民からの意見質問概要)</p> <p>浪江東中学校の校舎付近は丁寧に除染が実施されたため線量が低いですが、校舎北側にある生け垣の下は0.20~0.40 <math>\mu\text{Sv/h}</math> の線量となっている。浪江町が町内で学校を再開する場合の候補地であることから、さらなる徹底した除染を。また、幾世橋小学校内の庭園は線量が若干高いため不安がある。</p> <p>《検証委員会の評価等》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幾世橋小学校については特段高いところは確認されなかった。</li> <li>・ 浪江東中学校については植栽付近において地上1cm高の最大値が0.66 <math>\mu\text{Sv/h}</math>、1m高の最大値が0.26 <math>\mu\text{Sv/h}</math> となることを確認した。浪江東中学校に、こども園から中学校までの教育施設の集約を目指していることから、空間線量の推移を定期的を確認しつつ、必要な場合には、除染を含む線量低減措置を実施すること。</li> </ul> <p>《浪江東中学校ガンマカメラ撮影結果》</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1cm高 (<math>\mu\text{Sv/h}</math>)</th> <th>1m高 (<math>\mu\text{Sv/h}</math>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>0.52</td> <td>0.24</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>0.66</td> <td>0.26</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>0.31</td> <td>0.23</td> </tr> </tbody> </table>		1cm高 ( $\mu\text{Sv/h}$ )	1m高 ( $\mu\text{Sv/h}$ )	A	0.52	0.24	B	0.66	0.26	C	0.31	0.23
	1cm高 ( $\mu\text{Sv/h}$ )	1m高 ( $\mu\text{Sv/h}$ )											
A	0.52	0.24											
B	0.66	0.26											
C	0.31	0.23											



②住宅近くの樹木林・竹林の除染について

(町民からの意見質問概要)

除染を行った住宅周辺の線量は低いが、住宅に近い樹木林や竹林は線量が高く不安を感じている。地表の樹木や竹は取り除かれたが、不安を感じている。

《検証委員会の評価等》

森林除染は生活圏の空間線量率を低減させることを目的としている。林縁部から 20mは除染対象の範囲内であり、生活圏への影響が確認される場合には、確実に除染等の線量低減措置を講ずること。

③大聖寺境内及び共同墓地へ通じる参道の除染について

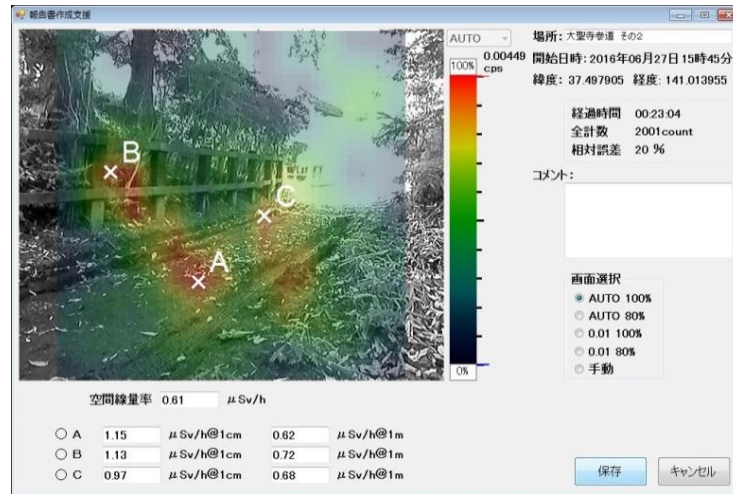
(町民からの意見質問概要)

墓地の除染に伴い共同墓地周辺の林の中も下草が刈り取られゴミも片付けられたが、杉林の地表近くは相変わらず線量が高く、大聖寺から共同墓地に通じる参道の間地点では $1.70\mu\text{Sv/h}$ の数値だった。大聖寺境内や参道付近の状況を踏まえ、適切な対応が必要と考える。

《検証委員会の評価等》

- ・ 現地確認をしたところ、参道において地上 1m 高の最大値で $0.72\mu\text{Sv/h}$ であることを確認。その原因として、参道の地形が谷形であり、3方向からの放射線が集まりやすい地形であることが考えられる。
- ・ 参道の周辺環境は森林となっているが、森林から生活環境へ移行するセシウムは1年間で1%以下しか流失しないことが観測されており、多くは森林中に留まり、やがで森林内を循環する。よって、伐採や削り取りを実施することで、かえって森林から生活圏へセシウムが拡散する懸念があるため、当該地点を経過観測し、上昇傾向がみられる場合に除染等の線量低減措置を講ずること。

### 《大聖寺参道ガンマカメラ撮影結果》



	1cm 高 ( $\mu\text{Sv/h}$ )	1m 高 ( $\mu\text{Sv/h}$ )
A	1.15	0.62
B	1.13	0.72
C	0.97	0.68

#### ④初発神社の森林除染について

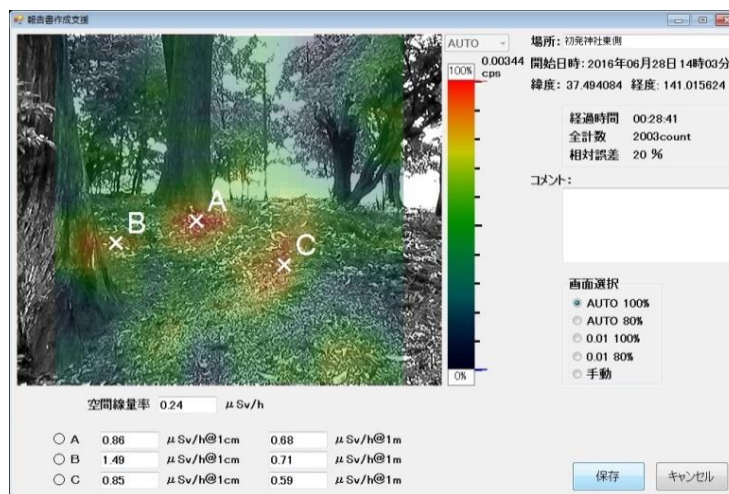
##### (町民からの意見質問概要)

地域の住宅敷地内の樹木林や竹林と同様に、神社の杜も線量が高く、本殿前の杜は  $1.00\sim 1.20\mu\text{Sv/h}$  である。除染の徹底をすべき。

##### 《検証委員会の評価等》

- ・ 初発神社の調査結果では、地上 1m 高の最大値で  $0.71\mu\text{Sv/h}$  であることを確認。
- ・ 森林から生活環境への移行するセシウムは 1 年間で 1% 以下しか流失しないことが観測されており、多くは森林中に留まり、やがで森林内を循環する。伐採や削り取り等を実施することで、森林から生活圏へセシウムが拡散する懸念があるため、当該地点を経過観測し、上昇傾向がみられる場合には除染等の線量低減措置を講ずること。

《初発神社周囲樹木林ガンマカメラ撮影結果》



	1cm 高 ( $\mu\text{Sv/h}$ )	1m 高 ( $\mu\text{Sv/h}$ )
A	0.86	0.68
B	1.49	0.71
C	0.85	0.59

⑤地域の組合が鮭漁を営んできた請戸川河川敷(やな場)の除染について

(町民からの意見質問概要)

大字幾世橋、大字北幾世橋は避難解除準備区域であるが、河川敷においては線量が一様に高い。上流の帰還困難区域に存在していた放射性物質を含む木片や落ち葉、土砂が運ばれてきて、当地域の河川敷に溜まっている。高瀬川と請戸川が合流する荒井地区の河川敷では一帯が $1.00\mu\text{Sv/h}$ を超える線量である。

⑥請戸川や高瀬川に架かる橋周辺の除染について

(町民からの意見質問概要)

橋の直下は線量が高くないが、土手と土手沿いの道及び河川敷は未除染である。土手も人が通る場所であり、除染を徹底してほしい。

《検証委員会の評価等》

- ・ 請戸川河川敷(やな場)は現地確認により、地上1m高で $1.02\mu\text{Sv/h}$ を示すことを確認。
- ・ しかし、河川敷の放射性物質の移行の仕組みについては非常に難しいため、継続的に監視し、情報や知見を集積しつつ、対策を検討する必要がある。

- ・ 他方、河川敷内でも人が立ち入る場所は除染を行う方針である。鮭漁のやな場は町の復興に向けた重要な事業であるため、住民や観光客等が安心して訪れることが出来るよう除染等の線量低減措置を早急を実施すること。

《請戸川鮭のやな場現地確認》



⑦ため池の除染について

(町民からの意見質問概要)

堤は除染されたのかどうか、多くの地域住民がわからずにいる。また、周辺に降った雨水は森林内から放射性物質を含んだ土砂を運び込んで池底に溜まるため、池底の堆積物や土は線量が高いのではないかという不安がある。また、百間沢ため池、金ヶ森ため池の水は大柿ダムから引いているため、ダム湖の水が攪拌された時に流れてきた場合は、放射性物質が溜まるのではないかという不安もある。

《検証委員会の評価等》

- ・ 百間沢ため池の底質については、平成 27 年度の東北農政局の調査結果において流入口 3, 200Bq/kg、湖心部 2, 600Bq/kg、取水口 2, 000Bq/kg であることを確認。
- ・ ため池は集水域が広く周辺の土砂が溜まるので、ため池の泥は周囲の土壌より高い数値を示す傾向となっている。
- ・ ため池が干上がって底質の飛散がおこらないように、水が張られている状態にすることが最も有効な対策。
- ・ ため池が干上がり周辺住民が立ち入るような生活圏の一部となっている場所については除染等を行うこと。

⑧側溝や用水路及び排水路の除染について

(町民からの意見質問概要)

側溝や用水路及び排水路においては、枯れ葉や枯れ枝等が溜まっている場所がある。震災以前から溜まっていたり、平成27年9月の洪水により溜まったりしたものであるが、こういう場所は共通して線量が高い。堆積物の処分も含めて、除染を徹底してほしい。

⑨洪水により線量が高まった畑付近の除染について

(町民からの意見質問概要)

平成27年9月の洪水時に、ブドウ畑のそばの側溝には畑に降った雨水だけでなく高瀬川の水が逆流して土砂が溜まり再び線量が高まった。一度除染を行った場所でも、線量が高くなった場所については、除染を再び実施してほしい。

《検証委員会の評価等》

- ・ 昨年度の豪雨災害により河川から逆流した側溝用水路が問題となっている。
- ・ 現地確認をしたところ、地上1m高において0.40 $\mu$ Sv/hとなっていたため、豪雨災害後に攪拌されていたのではないかと考える。
- ・ しかし、今後も発生しかねない問題であるため、泥水が逆流した際にはすぐに測定を行い、線量の上昇傾向がみられる場合には、除染等の線量低減措置等を講ずること。

⑩農地(水田)に共有される水の安全

(町民からの意見質問概要)

現在、地区の用水路の復旧は未実施ですが、今後、水田を耕作するに当たり、大柿ダム湖底は除染しない方針ですが、今後農作物への影響はないか。

《検証委員会の評価等》

これまでの知見及び調査結果にて、水から農作物への放射性物質への影響は少ないと考えられる。

⑪除染未同意者への対応

(町民からの意見質問概要)

除染への未同意により未除染となっている田は除染した田と比べて線量が高いままである。線量が周りの田に影響している。

	<p>地権者の同意を得なければ除染できないとのことで、地権者が放置したまま田は荒れているため景観的に異様な状態である。この情景を目にして、多くの住民が困惑している。</p> <p>《検証委員会の評価等》</p> <p>町及び環境省とで協力し同意を得られるよう進めること。</p>
--	---

### 第3回浪江町除染検証委員会

日程	平成28年8月26日(金曜日) 10時から																																						
場所	浪江町役場本庁舎 大会議室																																						
対象行政区	川添北行政区、川添南行政区、上ノ原行政区、樋渡牛渡行政区、高瀬行政区、佐屋前行政区																																						
検証事項	<p><b>【高瀬行政区】</b>          帰還困難区域と境周辺の住居の除染について          (町民からの意見質問概要)</p> <p>高瀬行政区内には帰還困難区域(双葉町)との境界付近に住居があり、その住居の付近の除染については生活圈20mの森林の除染はなされていない。早期に対処すべき。</p> <p>≪検証委員会の評価等≫</p> <p>現地確認をしたが、道路を挟んで帰還困難区域となっており除染がされていない。また、住居地より20m以内であり、至急、除染等の線量低減措置を講ずること。</p> <p>≪高瀬行政区と双葉町との境の放射線量≫</p> <div data-bbox="564 1041 1220 1498" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>高瀬行政区からの検証事項 帰還困難区域からの放射線等の影響について</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">境界からの距離</th> <th rowspan="2">測定高</th> <th colspan="2">避難指示解除準備区域←</th> <th>境界</th> <th colspan="2">→帰還困難区域</th> </tr> <tr> <th>5m</th> <th>1m</th> <th>0m</th> <th>1m</th> <th>5m</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①</td> <td>1cm(μSv/h)</td> <td>0.14</td> <td>0.22</td> <td>0.89</td> <td>1.18</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>1m(μSv/h)</td> <td>0.15</td> <td>0.39</td> <td>0.51</td> <td>0.63</td> <td>0.72</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②</td> <td>1cm(μSv/h)</td> <td>0.35</td> <td>0.21</td> <td>1.00</td> <td>0.98</td> <td>0.79</td> </tr> <tr> <td>1m(μSv/h)</td> <td>0.27</td> <td>0.32</td> <td>0.44</td> <td>0.52</td> <td>0.55</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p><b>【牛渡・樋渡行政区】</b>          帰還困難区域からの影響について          (町民からの意見質問概要)</p> <p>高瀬川を挟み、右岸が酒井行政区(帰還困難区域)となっており未除染である。未除染である酒井行政区や、河川上流の帰還困難区域から、大雨や強風などによる再汚染や、農作物、住居への影響がないか懸念がある。</p> <p>≪検証委員会の評価等≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の調査結果からすると、水から農作物への放射性物質への</li> </ul>	境界からの距離	測定高	避難指示解除準備区域←		境界	→帰還困難区域		5m	1m	0m	1m	5m	①	1cm(μSv/h)	0.14	0.22	0.89	1.18	1.01	1m(μSv/h)	0.15	0.39	0.51	0.63	0.72	②	1cm(μSv/h)	0.35	0.21	1.00	0.98	0.79	1m(μSv/h)	0.27	0.32	0.44	0.52	0.55
境界からの距離	測定高			避難指示解除準備区域←		境界	→帰還困難区域																																
		5m	1m	0m	1m	5m																																	
①	1cm(μSv/h)	0.14	0.22	0.89	1.18	1.01																																	
	1m(μSv/h)	0.15	0.39	0.51	0.63	0.72																																	
②	1cm(μSv/h)	0.35	0.21	1.00	0.98	0.79																																	
	1m(μSv/h)	0.27	0.32	0.44	0.52	0.55																																	

影響は少ないと考えられる。

- ・ 他方、「川の水を引いて営農しているため不安である」という意見を踏まえ、河川の底質と水のモニタリングをすること。

#### 【川添南行政区】

住宅に隣接する樹木林・竹林の除染について

(町民からの意見質問概要)

除染が完了した箇所を測定したところ、宅地は $1.00\mu\text{Sv/h}$ 以下となっていたが、隣接する樹木林、竹林については $2.00\sim 5.00\mu\text{Sv/h}$ となっている。生活上の出入り、風による放射性物質の移動等が考えられ心配である。

可能な限り樹木などを根から切り取り、土は厚く入れ替えをする等、線量低減へ努めるべきである。

《検証委員会の評価等》

現地確認により、この樹木林・竹林は住宅の側にあり、生活圏内であることを確認。また、住居に近接している箇所でも空間線量率が地上1m高の最大値で $4.01\mu\text{Sv}$ であった。除染等の線量低減措置を早急に講ずること。また、宅地や囲い木は生活に関わる森林であることを再認識し、除染の施工範囲や手法を再検討すること。

《住居周辺の森林の現地確認》



#### 【上ノ原行政区】

農業用ため池等の安全

(町民からの意見質問概要)

- ①水を抜いてしまっているため池からの再飛散の懸念がある



のではないか。

②増水等で下流側に流出しないか。

③ため池周辺土壌からの飛散が心配である。

《検証委員会の評価等》

- ・ ①及び③について、現場確認をしたところ、裸地ではなく草地となっているため再飛散の懸念は少ない。
- ・ ②について、水が濁った際の濁水の流失防止対策を講ずること。
- ・ また、ため池底質の土壌が飛散しないよう水を張る等の対策を講ずることが最も有効な対策。
- ・ ため池が干上がり周辺住民が立ち入るような生活圏の一部となっている場所については除染等を行うこと。
- ・ 現地確認において、ため池周辺の道路線量が地上1m高の平均値が $3.35\mu\text{Sv/h}$ となっているため除染等を実施すること。

《ため池現地確認》



【川添北行政区】

森林の除染について

(町民からの意見質問概要)

川添ため池と上ノ原ため池の間にある森林について、一部除染がされていない。その一部についてはわずかな部分であるため除染を徹底すべき。

《検証委員会の評価等》

今回の検証により除染を実施することとなった。

【佐屋前行政区】

請戸川法面周辺の除染について

(町民からの意見質問概要)

請戸川は未除染と思われるため、この場所の除染を徹底すべき。  
また、河川堤防南側の法面については住居へ面しているため、  
更なる除染の徹底をすべき。

《検証委員会の評価等》

- ・ 河川敷堤防は除染を実施していることを確認し、地上 1m 高の  
最大値で  $0.43 \mu\text{Sv/h}$  であることを確認。
- ・ 河川敷内については継続的に監視し、情報や知見を集積しつ  
つ、対策を検討すること。

【その他の意見質問概要】

農地土壌中放射性セシウム濃度が  $5,000\text{Bq/kg}$  以下となった農地  
で農作業を行うに当たり、風で土埃が舞い上がった際の吸い込  
みによる線量が心配。

《検証委員会の評価等》

- ・ 伊達郡霊山町小国地区で、平成 24 年 9 月から 1 年間、小国地  
区と福島市にてダスト調査を行い、大気中の放射性セシウム濃  
度の結果を比較した。その結果ほとんど差がないこと、被ばく  
線量は年間  $1\text{mSv}$  に対してきわめて小さいことが分かった。
- ・ このようなデータは、様々な機関で調査されており、同様の結  
果が示されている。住民の不安解消のため、国、県、町の一体  
的な取り組みとして、浪江町内における実態把握のためのデー  
タ調査を行い、調査結果を町民へ公表すること。

第4回浪江町除染検証委員会

日程	平成28年10月21日(金曜日) 10時00分から
場所	二本松福祉センター
内容	権現堂1～8区
検証事項	<p>①家庭菜園の客土について (町民からの意見質問概要)</p> <p>家庭菜園の客土が山砂となっている。今後の野菜作りに障害があるため至急対応を見直すべき。</p> <p>《検証委員会の評価等》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭菜園については農地と同等の除染を行っていることを確認。客土は、農地と同様の山砂で対応している状況。</li> <li>家庭菜園は、農地と同様、客土後に地力回復剤(熔リン、カリ、ゼオライト)の施肥を行っていることを確認した。</li> </ul> <p>②国道114号、拡幅2工区の除染について (町民からの意見質問概要)</p> <p>国道114号拡幅2工区が事業着手の為、該当する宅地は除染していない状態となっている。一部住民より工事着手が避難解除日以降となるならば、拡幅部外の所有地だけでも除染をすべき。</p> <p>《検証委員会からの評価等》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本件について環境省へ確認をしたところ、敷地内については最低限の除染を実施し、家屋については、準備・特例宿泊の希望のある方については除染実施計画書のとおり除染を行うこととなった。</li> <li>ただし、特例・準備宿泊をする方のみ除染を行うこととなると、その周囲は未除染となってしまうことも懸念されるため、住民が不安を感じるような際にはモニタリング等を行うこと。</li> </ul> <p>③家屋解体による未除染への対応について (町民からの意見質問概要)</p> <p>権現堂全体では他の地区と異なり住宅近くの樹木林、竹林、ため池などもなく平面で、宅地除染は容易だが解体家屋がまだ多数あることから未除染部分が多数ありそのことにより不安を感じている住民がいる。</p> <p>《検証委員会からの評価等》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>粉じんからの影響については、解体を行う家屋近傍でダスト調査を</li> </ul>

した結果、解体家屋からの粉じんによる内部被ばく線量は無視できるレベルであることを確認。

- ・ ただし、解体作業を行うことにより、粉じんが舞う可能性が非常に高いため、解体作業を行う際には、粉じん飛散防止対策を講じた上で、周囲への予告を行い、窓を閉める等の対策を呼びかけるとともに、空間線量測定等の柔軟かつ丁寧な対応を行うこと。

#### ④道路側溝、用水路の除染について

(町民からの意見質問概要)

宅地・農地の除染は平成29年3月までに終了する予定だが、道路及び側溝等の除染はどのような工程となっているのか。

《検証委員会の評価等》

- ・ 側溝は、平成29年3月までに除染が終了する予定であることを確認。
- ・ ただし、除染作業後に、また放射性物質を含む堆積物が蓄積する懸念もあるため、除染後も定期的にモニタリングを行う他、住民から通報があった場合には、国、県、町で情報を共有し、状況を確認した上で、除染等の線量低減措置を講ずること。

《権現堂地区内水路除染前のガンマカメラ撮影結果》



【除染前】

	1cm高 (μSv/h)	1m高 (μSv/h)
A	5.68	2.37
B	5.77	2.05
C	0.59	0.63

#### ⑤河川敷の除染について

(町民からの意見質問概要)

河川敷は、町民憩いの場となっているため、除染を徹底して実施すべき。

《検証委員会の評価等》

河川敷は、人が立ち入る場所は除染を行う方針であるため、除染等の線量低減措置を講ずること。

《請戸川リバーラインの桜並木》



⑥コバルト-60について


(町民からの意見質問概要)

昨年、北幾世橋の土壌からコバルト-60が検出されたことについて新聞に掲載されていたが、どのような状況で検出されたのか。またセシウム以外の放射性物質については測定しているのか。

《検証委員会の評価等》

- ・ 福島県で行っている発電所周辺のマニタリング計画に基づく環境試料調査において、平成27年6月16日に北幾世橋地区内において採取した土壌においてコバルト-60が8.9Bq/kg検出された。コバルト-60が検出された土壌は、5点測定のうち1箇所のみ検出であり、かつ深さも2~4cmのみにしか検出されていない。
- ・ またこの時検出された放射性物質(コバルト60も含む)を、国際原子力機関(IAEA)が定める、緊急事態時の被ばく評価方式を用いて算出すると、被ばくの影響のほとんどは放射性セシウムによるものと考えられることを確認。  
※ この評価方法は、放射性セシウムのように放射性物質が面的に分布していることを想定しており、今回のコバルト-60のように局所的なものに対しては過大な評価となっている。
- ・ 前述のとおり、福島県では発電所周辺の環境モニタリング計画に基づき土壌の調査を行っており、放射性セシウム及びコバルト-60以外の放射性物質も検出の有無を確認をしていると回答を受けた。

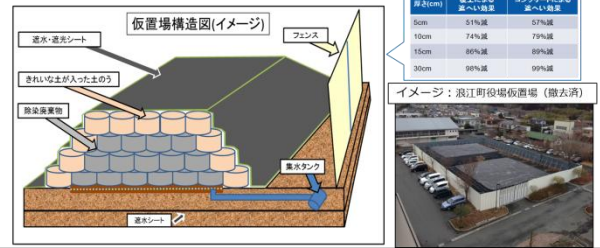
第5回浪江町除染検証委員会

日程	平成28年11月14日(月曜日) 10時から																																												
場所	浪江町役場二本松事務所 大会議室																																												
対象行政区	田尻行政区、小野田行政区、谷津田行政区 立野上行政区、立野中行政区、立野下行政区、苅宿行政区 加倉行政区、酒田行政区、西台行政区、藤橋行政区																																												
検証事項	<p>①仮置場周辺(住宅)の除染の徹底 (町民からの意見質問概要)</p> <p>加倉行政区仮置場周辺の除染は実施されたが線量が高く安心して準備宿泊ができる状態でないので実態を調査し早期対応してほしい。</p> <p>《検証委員会の評価等》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空間線量率、側溝水等の監視状況について確認した結果、仮置き場からの影響は極めて小さいと考えられる。</li> <li>住宅周辺の森林の空間線量率が地上1m高の最大値が4.62<math>\mu</math>Sv/hとなっており除染等の線量低減措置を早急に講ずること。また、イグネや囲い木は生活に関わる森林であることを認識し、除染の施工範囲や手法を検討し、早急を実施すること。</li> </ul> <p>《加倉行政区除染廃棄物仮置場周辺モニタリング結果》</p> <div style="text-align: center;">  <p>加倉行政区除染廃棄物仮置場と周辺家屋のモニタリング結果</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>測点</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空間線量率(<math>\mu</math>Sv/h)</td> <td>0.98</td> <td>0.95</td> <td>0.84</td> <td>0.75</td> <td>0.63</td> <td>0.66</td> <td>0.65</td> <td>0.57</td> <td>0.65</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>【仮置場敷地内の空間線量率(<math>\mu</math>Sv/h)】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>①(廃棄物から1cm)</th> <th>②(廃棄物から1m)</th> <th>③(廃棄物から10m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.23</td> <td>0.23</td> <td>0.36</td> </tr> </tbody> </table> <p>【仮置場からの住居間の空間線量率(<math>\mu</math>Sv/h)】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.98</td> <td>0.95</td> <td>0.84</td> <td>0.75</td> <td>0.63</td> <td>0.66</td> <td>0.65</td> <td>0.57</td> <td>0.65</td> </tr> </tbody> </table>	測点	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	空間線量率( $\mu$ Sv/h)	0.98	0.95	0.84	0.75	0.63	0.66	0.65	0.57	0.65	①(廃棄物から1cm)	②(廃棄物から1m)	③(廃棄物から10m)	0.23	0.23	0.36	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	0.98	0.95	0.84	0.75	0.63	0.66	0.65	0.57	0.65
測点	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																				
空間線量率( $\mu$ Sv/h)	0.98	0.95	0.84	0.75	0.63	0.66	0.65	0.57	0.65																																				
①(廃棄物から1cm)	②(廃棄物から1m)	③(廃棄物から10m)																																											
0.23	0.23	0.36																																											
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																					
0.98	0.95	0.84	0.75	0.63	0.66	0.65	0.57	0.65																																					

## 《除染廃棄物の管理》

### 除染廃棄物の管理

- 除染仮置場とは、除染作業の中で発生する廃棄物を、中間貯蔵施設へ搬入するまで保管するための保管所です。浪江町内では、行政区ごとにこの仮置場を設置する方針で進めております。また、除染廃棄物の周りには、きれいな土が入った大型土のうで遮蔽し、仮置場の周囲に放射線の影響がないよう保管します。



## 《仮置場保管中の管理》

### 仮置場保管中の管理

除染廃棄物を仮置場保管中は下表のとおり管理を行います。

管理項目	巡回頻度	内容
通常の巡回	週に1回	仮置場（付帯設備を含む）の飛散防止措置、雨水等の浸入防止措置、流出防止措置、立入制限措置を確認。
異常気象時の巡回	随時	台風、豪雨、火災（近接箇所含む）、又は地震等により管理対象仮置場等の状態に変化が生じる恐れがある場合に状況を確認。
空間線量率の測定	週に1回	空間線量率を測定。
温度の測定	週に1回	外気・内部の温度を測定。
ガス温度の測定	通常巡回時	内部温度に基づき、必要に応じて一酸化炭素(CO)濃度を測定。
地下水の測定	週に1回	放射能濃度を測定。
浸出水の測定	月に1回 又は随時	放射能濃度を測定。 ・浸出水の量が一定以上溜まっている場合は、適切な排水処理を実施。
環境整備	年に4回	堆積物の除去、フェンスへの付着物除去等を実施。

## ②宅地隣接の山林除染について

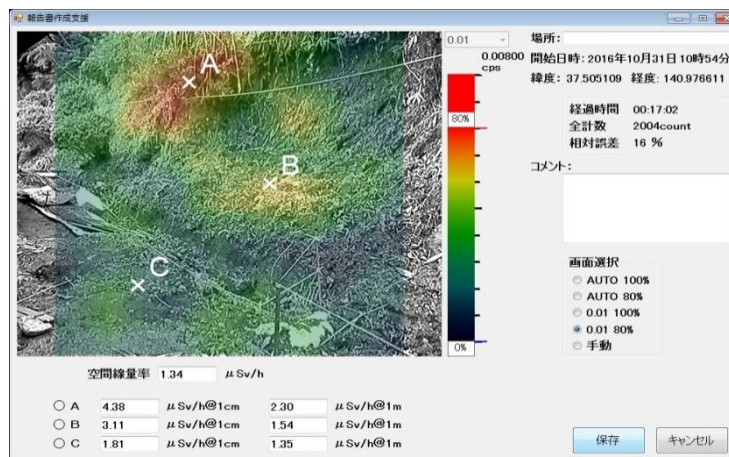
### （町民からの意見質問概要）

酒田地区は常磐線を挟み東西に山林が存在する。宅地と隣接しており、放射線量が山林から宅地（生活圏）へ入り込む懸念があるため、徹底した山林の除染を実施すべき。

### 《検証委員会の評価等》

- 当該森林は住宅に向かって傾斜地となっている。酒田行政区の除染を行った当時の傾斜地の除染手法と、現在の手法は異なっていることが判明した。
- 事後モニタリングを実施しつつ個別に状況を確認し、十分な線量低減がなされていない場合には、フォローアップ除染を行うこと。

《酒田行政区住宅裏ガンマカメラ撮影結果》



	1cm 高 ( $\mu\text{Sv/h}$ )	1m 高 ( $\mu\text{Sv/h}$ )
A	4.38	2.30
B	3.11	1.54
C	1.81	1.35

(町民からの意見質問概要)

田尻地区は、住宅密集地のみどりが丘と農村独自の住宅を囲む防風林(主な樹木は杉)となっている。この防風林を伐採することにより無用な被ばくを回避することができ、効果的であるが、国はそのような考えはない。

《検証委員会の評価等》

- ・ 木からの空間線量率への寄与は概ね 10%程度と考えられているおり、森林の放射線の線源は表土のほうに存在すると考えられる。
- ・ 住宅周辺の防風林は、生活に関わる森林であることを認識し、除染の施工範囲や手法を検討し、早急を実施すること。住民から強く線量低減を求める声があげられることもあるため、対策を講ずることが必要。また、イグネ囲い木は生活に関わる森林であることを再認識し、除染の施工範囲や手法を検討し、実施すること。

③ため池除染について

(町民からの意見質問概要)

ため池の除染は法面及び山林 20mのみの除染ではなく、水が流れるところ(頂上)まで、水門までの道路、また水を抜いて底質



	<p>の除染をすべき。</p> <p>【ため池名】大日向ため池 1、大日向ため池 2、柏木サクため池</p> <p>《検証委員会の評価等》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ため池の底質の線量が高い場合には、底質の除染、あるいは底質土壌の飛散防止対策が必要</li> <li>・ ため池が干上がり周辺住民が立ち入るような生活圏の一部となっている場所については除染等を行うこと。</li> <li>・ また、ため池底質の土壌が飛散しないよう水を張る等の対策を講ずることが最も有効な対策。</li> </ul> <p>④地理的条件に対する除染について (町民からの意見質問概要)</p> <p>田尻地区は帰還困難区域と背中合わせとなっている。放射性物質が土壌中に安定的に存在しているからといっても予測不能な事態が、今回の原発人災である。生活していく中で地域の課題や個々の課題・問題は一生付きまとうこととなる。</p> <p>(町民からの意見質問概要)</p> <p>谷津田行政区の周囲の地区(帰還困難区域)の除染時期が未定となっているので不安である。</p> <p>《検証委員会の評価等》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宅地地域に隣接した帰還困難区域については除染等の線量低減措置を講じること。</li> </ul>
--	--